

**【事務事業調査】**

事務事業名	商工業活動推進費	予算科目 コード	会計 - 款 - 項 - 目 - 事業		
			001-07-01-01-0003-01-01		
担当部課	建設産業部 産業課	担当	商工観光係	事業の分類	既存事業
		係長	林 博志		

**■事務事業の概要**

	何をどのような方法で実施します(実施しました)か?	どのような成果が現れます(現れました)か?
計画	<p>H23 事後評価</p> <p>1. 高度技術産業集積地域対象事業費補助:産学官のネットワークを活用した中小企業の人材育成・確保、研究開発、販路開拓、知的財産等の情報提供がありました。 2. 町街商協議会:町内の露店営業の秩序維持を図るため、町街商協議会を設け、町と露店商との連携を図っています。 3. 町たばこ販売組合:愛煙家と喫煙者のすみわけをするために啓蒙活動を実施するとともにクリーンキャンペーンを実施しました。</p> <p>H25 事前評価</p> <p>商工業活動を推進するために支援機関並びに団体に対して補助します。補助金計上の理由は、事業の連携を図るために必要な経費と考えています。活動内容としては、平成23年度、平成24年度と同様な事業の展開をしていきたいと考えています。</p>	<p>1. 公益財団法人栃木産業振興センターは、栃木県産業振興の一翼を担う中核的支援機関として、「栃木県産業技術センター」、「栃とちぎ産業交流センター」の機能と連携した事業を図るとともに、本町においては、産学官のネットワークを活用した中小企業の人材育成・確保、研究開発、販路開拓、知的財産等の情報提供や支援をしてくれます。 2. 町街商協議会、町たばこ販売組合についても団体における事業の連携が円滑に推進され、商工業支援窓口の充実が図れます。</p>
実績		

**■活動指標**

指標	目標値	達成値	特記事項
支援機関及び団体の活動状況			公益財団法人栃木県産業振興センター、高根沢町街商協議会、高根沢町たばこ販売組合の活動状況

**■事業費(計画)**

【単位:千円】

細 節	金 額	積 算 根 拠
1 補助金	20	公益財団法人 栃木県産業振興センター 20,000円
2 補助金	25	高根沢町街商協議会補助金 25,000円
3 補助金	100	高根沢町たばこ販売組合補助金 100,000円
4		
5		
6		
7		
8		
	145	

**■事業費(実績)**

【単位:千円】

細 節	金 額	特 記 事 項
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
	0	

**■事業経費**

		計 画 【千円】	実 績 【千円】	特 記 事 項
予 算	当初予算額	145		
	補正予算額			
	流用額			
	予算現額			
決 算	決算額			
財 源	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	受益者負担金			
	その他の特定財源			
	計	0		
	差引(一般財源)	145		

■補助金等名:高度技術産業集積地域対象事業費補助

■補助事業者等:公益財団法人 栃木県産業振興センター

★自己評価基準

- (1)とてもよくあてはまる:5点
- (2)あてはまる:4点
- (3)どちらかというにあてはまる:3点
- (4)どちらかというにあてはまらない:1点
- (5)あてはまらない:0点

★総合評価基準

- (1)継続:総得点が35点以上
- (2)見直し:総得点が35点未満

補助金等交付基準		自己評価	評価に関するコメント
1	公益性	■受益が不特定多数の町民に広く及ぶものであり、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でない。	栃木県の事業の一部であり、担保していると判断します。
		■町全体に波及効果が期待できる。	
2	必要性	■地域経営計画に即し政策的に奨励する事業であり、町民のニーズに即している。	産学官のネットワークを活用した中小企業の人材育成、研究開発、販路開拓、知的財産などの情報の提供や、支援をしてくれるため、先見性があると判断します。
		■社会動向を展望し、先見性・発展性がある。	
3	公平性	■民間、NPO、ボランティア等、既存団体等の活動を阻害しない。	高度技術産業集積地域対象事業自体が、中小企業等の支援であり、栃木県の事業の一部であるため、担保できると判断します。
		■町民のサービス受益機会が均等である。	
4	効果性	■事業効果が明確かつ具体的である。	中小企業等に必要な情報を提供してくれます。
		■予算の見積が適正である。	
5	適格性	■実施体制が明確である。	栃木県の事業の一部であり、担保していると判断します。
		■自主・自立の傾向が明白で、将来計画がある。	
合計点数		43	
総合評価		継続	

■補助金等名:高根沢町街商協議会補助

■補助事業者等:高根沢町街商協議会

★自己評価基準

- (1)とてもよくあてはまる:5点
- (2)あてはまる:4点
- (3)どちらかというにあてはまる:3点
- (4)どちらかというにあてはまらない:1点
- (5)あてはまらない:0点

★総合評価基準

- (1)継続:総得点が35点以上
- (2)見直し:総得点が35点未満

補助金等交付基準		自己評価	評価に関するコメント
1	公益性	■受益が不特定多数の町民に広く及ぶものであり、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でない。	イベントやお祭りが開催した際、子どもから高齢者まで、不特定多数の方が、お祭りの一部として楽しみに商品を購入するため、公共性があると判断します。
		■町全体に波及効果が期待できる。	
2	必要性	■地域経営計画に即し政策的に奨励する事業であり、町民のニーズに即している。	運動会やお祭りが開催するとき、来場している方の楽しみのひとつとして必要だと判断します。
		■社会動向を展望し、先見性・発展性がある。	
3	公平性	■民間、NPO、ボランティア等、既存団体等の活動を阻害しない。	出店するところ、出店しないところの差、出店時に品目が重複する場合があります。
		■町民のサービス受益機会が均等である。	
4	効果性	■事業効果が明確かつ具体的である。	街商協議会として町内小中学校に清掃用具の配付することで露店商のイメージアップを図っています。
		■予算の見積が適正である。	
5	適格性	■実施体制が明確である。	行政が自立するための支援をすることでスムーズな活動ができます。
		■自主・自立の傾向が明白で、将来計画がある。	
合計点数		37	
総合評価		継続	

■補助金等名:高根沢町たばこ販売組合補助

■補助事業者等:高根沢町たばこ販売組合

★自己評価基準

- (1)とてもよくあてはまる:5点
- (2)あてはまる:4点
- (3)どちらかというにあてはまる:3点
- (4)どちらかというにあてはまらない:1点
- (5)あてはまらない:0点

★総合評価基準

- (1)継続:総得点が35点以上
- (2)見直し:総得点が35点未満

補助金等交付基準		自己評価	評価に関するコメント	
1	公益性	■受益が不特定多数の町民に広く及ぶものであり、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でない。	4	1. たばこ販売組合は、町たばこ税の納付を通じ、町の財源確保に努めています。 2. たばこ販売組合は、年数回の環境美化奉仕活動を実施しており、地域に密着した活動を展開し、貢献しています。
		■町全体に波及効果が期待できる。		
2	必要性	■地域経営計画に即し政策的に奨励する事業であり、町民のニーズに即している。	4	嗜好品の販売ということで、特殊性がありますが、多くの喫煙者には、必要なため担保しています。
		■社会動向を展望し、先見性・発展性がある。	3	
3	公平性	■民間、NPO、ボランティア等、既存団体等の活動を阻害しない。	5	喫煙者には、タスポによる購入制限はありますが、担保しています。
		■町民のサービス受益機会が均等である。	5	
4	効果性	■事業効果が明確かつ具体的である。	5	喫煙者のマナー向上、成人の健康保持、未成年者への喫煙防止をイベントなどを通じて啓発しています。
		■予算の見積が適正である。	3	
5	適格性	■実施体制が明確である。	4	行政が自立するための支援をすることでスムーズな活動ができます。
		■自主・自立の傾向が明白で、将来計画がある。	4	
合計点数		41		
総合評価		継続		